



# 埼玉県報

第366号  
令和4年(2022年)  
11月25日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 県道志木停車場線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 告示

### 埼玉県告示第千二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市黒田百六十九

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市永田字中居前千二百三十一外百二十五筆（寄居都市

計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区一〇五画地

内）

（変更後） ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市黒田百六十九

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 未定

（変更後） ナイキジャパングループ合同会社 職務執行者 小林哲二

東京都港区赤坂九丁目七番一号 外 計百九者

#### ハ 変更年月日

令和四年十月二十日

#### ニ 届出年月日

令和四年十一月十四日

#### 二 縦覧期間

令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十一号

令和四年埼玉県告示第七百三十二号で公示した公共測量は、令和四年十月三十一日終了した旨測量計画機関である深谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町五丁目一九九三番一地先から同市本町六丁目二四〇三番二地先まで  (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年十一月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三二二・八八メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年十一月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

#### 一 日時

令和四年十二月一日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

- イ 県議会令和四年十二月定例会提出予定案件について
- ロ 公文書不開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について
- ハ その他